

# 一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟

## 懲罰規程

### 第1条（目的）

一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟（以下「本連盟」という）が別に定める「コンプライアンス規程」に対する違反行為に対し、その処分につき定める。

### 第2条（懲罰の種類）

- 1 コンプライアンス規程第2条に規定する個人または団体は、同第4条に規定する遵守事項に違反した事実（以下、「懲罰対象事実」という。）をもって懲罰の対象となる（以下、「懲罰対象者」という。）。
  - (1) 譴責：始末書を取り、注意し戒めること
  - (2) 罰金：一定の金額を本連盟または都道府県連盟に納付させること
  - (3) 没収：不正に取得した利益を剥奪し、本連盟に帰属させること
  - (4) 一定期間または無期限の公式試合出場資格の停止：公式試合について、一定期間または無期限に、コート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること
  - (5) 一定期間または無期限の職務の停止もしくは職務の解任：職務について一定期間または無期限に停止すること、もしくは職務を解任すること。但し、本連盟の役員の解任については本連盟の定款29条に則る。また、加盟団体の役員については、その団体に定めがある場合はその定めによるものとするが、その団体の定めが本連盟の定めを合理的な範囲を超えて緩和する場合は本連盟の定款を援用することを求める。
  - (6) 一定期間または無期限の登録資格の停止もしくは再登録の禁止：バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間または無期限に停止すること、もしくは資格の再登録を一定期間または無期限に禁止すること
  - (7) 除名：本連盟の登録資格を抹消すること
  - (8) 永久追放：本連盟から追放した上、復権を認めないこと
- 3 団体の懲罰対象者に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
  - (1) 譴責：始末書を取り、注意し戒めること
  - (2) 罰金：一定の金額を本連盟または都道府県連盟に納付させること
  - (3) 没収：不正に取得した利益を剥奪し、本連盟または都道府県連盟に帰属させること
  - (4) 一定期間または無期限の公式試合出場資格の停止：公式試合について、一定期間または無期限に、コート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること
  - (5) 一定期間または無期限の登録資格または加盟資格の停止もしくは再登録または再加盟の禁止：バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間または無期限に停止すること、もしくは再登録または再加盟を一定期間または無期限に禁止すること
  - (6) 除名：本連盟の登録資格または加盟資格を抹消すること
  - (7) 永久追放：本連盟から追放した上、復権を認めないこと
- 4 ドーピングに対する懲罰については別に定める規程による。
- 5 第2項および第3項の譴責、罰金、または没収については、その他の懲罰と併せて科すること

が出来る。

6 個人による、暴力、セクシャル・ハラスメント、その他のハラスメント、不正な経理・不正申請等については、別表に基づき懲罰を決定する。

### 第3条（管理監督関係者の加重）

役員または指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することが出来る。

### 第4条（両罰規定）

基本規程第106条第2項の個人が懲罰の対象となる場合には、当該個人に対して懲罰を科すほか、当該個人が所属する団体に対しても懲罰を科すことが出来る。ただし、当該団体に過失がなかったときは、この限りではない。

### 第5条（罰金の合算）

同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合には、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

### 第6条（懲罰対象事実の重複による加重）

同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合には、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することが出来る。

### 第7条（酌量減輕）

懲罰対象事実が認められる場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することが出来る。

### 第8条（他者を利用した者に対する懲罰）

他の者をして懲罰対象事実を行わせた者には、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

### 第9条（処分の手続き）

対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 本連盟コンプライアンス規程に違反する行為を行ったおそれがあるときには、事務局は、懲罰対象者に対し調査を行い、結果を会長へ報告する
- (2) 会長はコンプライアンス委員会に意見を求める
- (3) コンプライアンス委員会は内容を審議し、処分案を含む審議内容を会長へ報告する
- (4) コンプライアンス委員会での審議過程においては、処分案を懲罰対象者に提示し、必ず弁明の機会を設けなければならない。但し、提示した処分案に対し懲罰対象者が同意を示した場合、または懲罰対象者が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない
- (5) 懲罰対象者が選手であった場合、その障がい特性に十分配慮し、保護者、親権者、所属チームの監督等を同席又は確認させること

- (6) コンプライアンス委員会は処分案を懲罰対象者に提示する際、日本スポーツ仲裁機構への申し立てが可能であることを伝えなければならない
- (7) 処分については理事会の承認を取る
- (8) 会長は処分を行う登録・加盟団体に対する処分を行う

#### 第9条（懲罰対象期間）

懲罰対象事実があったときから5年が経過した場合には、特段の事由が存する場合を除き、当該懲罰対象事実につき本連盟のコンプライアンス委員会による審理を開始することが出来ない。

#### 第10条（復権）

- 1 1年以上の有期または無期の資格（公式試合出場資格、登録資格または加盟資格）の停止、1年以上の有期または無期の再登録または再加盟の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者は、有期の場合は停止または禁止の期間の3分の2を経過したとき、無期の場合は3年を経過したとき、除名の場合は10年を経過したとき、理事会の決定により復権することが出来る。
- 2 前項にかかわらず、1年以上の有期または無期の資格の停止、1年以上の有期または無期の再登録の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者が基本規程第61条に定める選手であった場合には、有期の場合は停止または禁止の期間の2分の1を経過したとき、無期の場合は1年を経過したとき、除名の場合は5年を経過したとき、理事会の決定により復権することが出来る。
- 3 復権の手続きは別途理事会で定める。

#### 第11条（改廃）

この規程は理事会決議により改廃を行う。

#### 第12条（施行）

この規程は、令和2年（2020年）10月14日から施行する。

一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟

懲罰規程

別表

表1 暴力：

身体に対する不法な有形力の行使

違反行為	懲罰内容
暴力、体罰等があったものの、被害者が傷害を負わなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有期の資格（公式試合出場資格または登録資格、以下同じ）または職務の停止</li> <li>・ 停止期間の3分の2（選手であった場合は2分の1）以内での再登録、職務復帰の禁止</li> <li>・ 社会奉仕活動</li> <li>・ 譴責</li> </ul>
暴力、体罰等により、被害者が全治1か月未満の傷害を負った	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無期または有期の資格または職務の停止</li> <li>・ 有期の場合は停止期間の3分の2（選手であった場合は2分の1）、無期の場合は3年（選手であった場合は1年）以内の再登録、職務復帰の禁止</li> <li>・ 社会奉仕活動（併科）</li> </ul>
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治1か月を超える傷害を負った ②被害者が死亡するに至った ③被害者が重大な後遺障害が残る傷害を負った ④加害者が刑事処分をされた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 永久追放</li> <li>・ 除名</li> <li>・ 解任</li> <li>・ 無期の資格または職務の停止</li> <li>・ 除名、解任、無機の資格または職務の停止の時、10年（選手であった場合は5年）以内（無期の場合は3年、選手であった場合は1年）での再登録、職務復帰の禁止</li> <li>・ 社会奉仕活動（併科）</li> </ul>
<p>＜考慮すべき要素＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等）</li> <li>②加害者の地位・立場、被害者との関係</li> <li>③加害者の人数</li> <li>④違反行為による結果や影響</li> <li>⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか、後遺症があるか）</li> <li>⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</li> <li>⑦被害者の人数、被害者の本連盟における活動（スポーツ活動を含む。以下同じ）への影響の程度（本連盟における活動の休止・停止の状況等）</li> <li>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</li> <li>⑨被害者の言動、態度等</li> <li>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</li> <li>⑪加害者が選手であった場合、その障がい特性</li> </ul> <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加重要素（懲罰内容を重くする）</li> </ul> <p>加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校・退職・転職・出</p>	

勤不能等、被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回または継続的に行われていた場合等

○軽減要素（懲罰内容を軽減する）

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等で制裁を受けている場合等

表2 セクシャル・ハラスメント：

相手の同意を得ずに身体的接触を含むわいせつ行為等、心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「わいせつ行為」という。）、相手の同意を得ずに行うわいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という。）、相手の同意を得ず行うLGBTのアウティング

違反行為	懲罰内容
被害者は嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者およびその周囲の者の本連盟における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	<ul style="list-style-type: none"><li>・有期の資格または職務の停止</li><li>・停止期間の3分の2（選手であった場合は2分の1）以内での再登録、職務復帰の禁止</li><li>・社会奉仕活動</li><li>・譴責</li></ul>
わいせつ行為や性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者およびその周囲の者の本連盟における活動に支障が生じた	<ul style="list-style-type: none"><li>・無期または有期の資格または職務の停止</li><li>・有期の場合は停止期間の3分の2（選手であった場合は2分の1）、無期の場合は3年（選手であった場合は1年）以内の再登録、職務復帰の禁止</li><li>・社会奉仕活動（併科）</li></ul>
わいせつ行為や性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、本連盟における活動ができなくなった ②被害者が死亡するに至った ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④加害者が刑事処分を受けた	<ul style="list-style-type: none"><li>・永久追放</li><li>・除名</li><li>・解任</li><li>・無期の資格または職務の停止</li><li>・除名、解任、無機の資格または職務の停止の時、10年（選手であった場合は5年）以内（無期の場合は3年、選手であった場合は1年）での再登録、職務復帰の禁止</li><li>・社会奉仕活動（併科）</li></ul>

<考慮すべき要素>

- ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）
- ②加害者の地位・立場、被害者との関係
- ③加害者の人数
- ④違反行為による結果や影響
- ⑤被害者における身体的負荷の程度
- ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）
- ⑦被害者の人数、被害者の本連盟における活動への影響の程度（本連盟における活動の休止・停止の状況等）
- ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯
- ⑨被害者の言動、態度等
- ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）
- ⑪加害者が選手であった場合、その障がい特性

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力等他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為や性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等

表3 その他のハラスメント等の不適切行為：

他者に対する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。なお、「パワハラ」とは、地位や人間関係などの優位性を背景に、上下関係の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは周囲の環境を悪化させる言動。

違反行為	懲罰内容
不適切行為で、被害者およびその周囲の者の本連盟における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有期の資格または職務の停止</li> <li>・ 停止期間の3分の2（選手であった場合は2分の1）以内での再登録、職務復帰の禁止</li> <li>・ 社会奉仕活動</li> <li>・ 譴責</li> </ul>
不適切行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者およびその周囲の者の本連盟における活動に支障が生じた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無期または有期の資格または職務の停止</li> <li>・ 有期の場合は停止期間の3分の2（選手であった場合は2分の1）、無期の場合は3年（選手であった場合は1年）以内の再登録、職務復帰の禁止</li> <li>・ 社会奉仕活動（併科）</li> </ul>
不適切行為を繰り返し、 ① 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、本連盟における活動ができなくなった、 ②被害者が死亡するに至った ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④加害者が刑事処分を受けた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 永久追放</li> <li>・ 除名</li> <li>・ 解任</li> <li>・ 無期の資格または職務の停止</li> <li>・ 除名、解任、無機の資格または職務の停止の時、10年（選手であった場合は5年）以内（無期の場合は3年、選手であった場合は1年）での再登録、職務復帰の禁止</li> <li>・ 社会奉仕活動（併科）</li> </ul>
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度 ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者の本連盟における活動への影響の程度（本連盟における活動の休止・停止の状況等） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ⑪加害者が選手であった場合、その障がい特性 <加重・軽減要素の例>	

○加重要素

加害者あるいは被害者が多数いる場合、不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、傷害や後遺障害の程度が重度である場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等や不適切な指導を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者の選手生命等が短縮された場合、被害者が未成年の場合等

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等

表 4 不正な経理処理・不正申請等：

補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行および補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づかない経理処理・申請等（横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正申請・受給、脱税等）

違反行為	懲罰内容
他者が不正な経理処理・不正申請等を行っていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有期の資格または職務の停止</li> <li>・ 停止期間の3分の2（選手であった場合は2分の1）以内での再登録、職務復帰の禁止</li> <li>・ 社会奉仕活動</li> <li>・ 譴責</li> </ul>
不正な経理処理・不正申請等を行い、補助金、助成金等を他の目的に流用した	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無期または有期の資格または職務の停止</li> <li>・ 有期の場合は停止期間の3分の2（選手であった場合は2分の1）、無期の場合は3年（選手であった場合は1年）以内の再登録、職務復帰の禁止</li> <li>・ 社会奉仕活動（併科）</li> </ul>
不正な経理処理・不正申請等を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分を受けた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 永久追放</li> <li>・ 除名</li> <li>・ 解任</li> <li>・ 無期の資格または職務の停止</li> <li>・ 無期の再登録の禁止</li> </ul>

<考慮すべき要素>

①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）

②加害者の地位・立場

③加害者の人数

④違反行為による結果や影響

⑤加害者の動機、違反行為に至る経緯

⑥加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

不正な経理処理・不正申請等であることを知っていながらこれを行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不正な経理処理・不正申請等を行った期間が長い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等